**三重県臨床心理士会規約実施細則**

平成２４年度の当会総会にて、規約改定が承認されたことに伴い、その規約を確実かつ円滑に行うための細則を定める。

**【第一条　臨床心理学研修会(通称：例会)】**

　例会の主催は、当会の理事会とする。基本的には年６回開催し、そのうち１回を総会、もう１回を公開研修会とする。

　また、(財)日本臨床心理士会資格認定協会による継続ポイントの対応は、年６回中５回以上の出席とし、４ポイントを得られるものとする。継続ポイント対象の期間は、4月1日より3月31日までとする。

**【第1条の二　正会員および準会員】**

　当規約第三条の通り、正会員の入会要件を定め、最終的な入会の適否は、理事会での協議を経て、本人に通知する。準会員の資格要因についても同様で、「いずれは臨床心理士資格を取得する見込みや意図がある者」で、かつ「三重県内に住所か職場を有する場合」が対象となる。また準会員については、当規約第十条の総会および本則第一条で言う例会への出席は可能であるが、総会での議決権は有しない。

**【第二条　入会費および年会費】**

　入会費は１万円とし、主に会の充実準備費等にあてる。また、入会費は、退会時にその半額を返還する。

　年会費は、年間の当会活動の運用資金にあてるものとし、年額８千円とする。

　なお、入退会および後述する休会・再入会にかかる事務責任は、事務局長にある。

**【第二条の二　会計年度および年会費納入**

　当会の会計年度は、7月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。

　会員は、該当年度の年会費を会費年度内に納入するものとする。納入がない場合は、事務局長が第三条による催促、退会の事務を行うものとする。

　年度途中からの入会者は、入会金と共に該当年度の年会費を納入するものとする。ただし、4月1日から6月30日に入会した者は、入会年度および翌年度の会費を納入したものとみなす。

**【第三条　退会の扱い】**

　当規約第五条の③に該当する会費未納者は、一年目未納時の督促を経て、さらに二年目未納時の督促によってもこれに応じない場合、二年目年度の満了をもって自動的に退会となる。自動退会は、事務局長名にて通知文を送ることで退会手続き完了とする。

　なお、本則第二条の入会費のみが未納で、年会費を納めている会員については、年会費が納入されている年度内に２回の督促を行い、それに応じない場合、その該当年度の満了をもって同様に退会扱いとする。

**【第四条　休会の扱い】**

　休会は、当該会員からの申請によって、個々の事情を理事会にて、その認否を決定する。認められた会員は、休会することができる。休会期間の延長については、理事会で検討するものとする。

　会計年度初日現在休会している会員については、該当年度の年会費が免除される。ただし、休会期間中の会員は例会に出席することはできない。

**【第四条の二　他の都道府県臨床心理士会との重複入会について】**

　他の都道府県の臨床心理士会に正会員として所属している者が、当会にも入会を希望する場合は、当会の入会要件を満たしていれば準会員として扱う。仮に、その者が他の都道府県の臨床心理士会の正会員でなくなった場合は、個々の事情を理事会にて審議し、当会の正会員とするか否かを決定する。

**【第五条　再入会の扱いについて】**

　再入会は、原則として認める。その手続きについては、本則第二条の入会規定に準じて、入会費と年会費を納めることとする。

　但し、退会理由が、当会に対する信用失墜や不法行為等から生じたものであった場合、理事会にて再入会を認めないこともある。

また、本則第三条で言うところの、会費未納者あるいは入会金未納者が、催促を経て自動退会となった場合は、原則として再入会は認めないものとする。仮にこの再入会を認める場合は、理事会にて審議しなければならない。

**【第六条　理事会役職】**

　理事会における役職は、常任として、規約改定・研修・公開研修・広報・職能・司法領域支援・災害支援・倫理の８委員会および、教育領域・福祉領域・保健医療領域の３部会を置き、また、理事がこの役職の長を兼務するものとする。ただし、必要に応じ複数の役職を兼務することができる。各役職の職務は、理事会の議決により別に定める。

　なお、委員会は、必要に応じて会員あるいは外部から委員を委嘱することもできる。

　また、これによらない臨時もしくは特別に必要な部会や委員会は、理事会での協議を経て、適宜設置することができる。この役職の長については、理事または会員もしくは適切な外部の人材を配することも可能とする。

**【第六条の二　監査役の職務】**

　監査役は、会運営に関する会計について、総会にて監査報告を述べるものとする。

　監査役は、必要に応じて理事会に出席し、会運営に関する会計等について意見を述べることができる。ただし理事会の議決権は持たない。

**【第七条　総会の取り扱い】**

　総会は、当日に出席した会員および委任状によって成立する。総会成立人数は特にこれを定めない。議事の可否は、出席会員および委任状数による過半数により議決されるものとする。可否同数の場合は、保留を除いて再議決する。

　緊急あるいは臨時の総会は基本的に開かず、理事会決議によって補完するものとするが、仮に開く場合は、理事会の判断によるものとする。

**【第八条　四役決裁】**

　会長・副会長・事務局長および事務局次長からなる四役は、外部機関からの依頼事項や、担当委員長・部会長からの提起に基づき、事案を迅速かつ効果的に処理するために、四役決裁の権限を有する。

但し、四役決裁は、あくまでも理事会決定の権限委任として位置付け、理事会決定の範囲を超えない程度で行わねばならず、また四役決裁をした事案は、必ず理事会に報告する義務を負う。

**【第八条の二】四役の職務**

(１)会長は当会の統括であり、会に起きる内外の事案についての最終責任を負う。

(２)副会長は、会長を補佐し、また会長が欠けた場合や、その任務を遂行できない事情が生じた際には、その職務を代行する。

(３)事務局長は、当会に存する事務業務の総括であり、事務局室に生じる業務の責任者とする。

(４)事務局次長は、事務局長と共に当会の事務業務の責任者として、特に当会の会計業務を担う。

**【第九条　自主グループ活動】**

　自主グループ活動に関して補助金を希望する団体は、定められた期日までに規定の様式に従って申請を行う。また、申請の認容・不認容の判断ならびに補助金額の決定は、理事会において審議する。加えて、補助を受けた団体は、定められた期日までに活動報告書ならびに会計報告を提出する責を負うものとする。

　また、申請が認容された団体の活動においては、「三重県臨床心理士会」の後援名義あるいは協賛名義について、自由に使用を行えるものとする。

**【第十条　会務への従事時の報償費について】**

理事ならびに会員が会務にかかる全国会議等に出席した場合は、事務局費から費用弁償を行う。この費用弁償の内容は、実費（交通費）および復命にかかる費用を指す。なお、その額ならびに算定基準については事務局覚書として別に定めるものとする。

＜附則＞

　この細則は、平成２５年７月２９日より施行する。

　この細則は、平成２７年８月２日に改定された。

この細則は、平成２９年８月７日に改定された。

この細則は、平成３０年２月４日に改定された。

この細則は、平成３０年8月5日に改定された。

この細則は、令和元年８月１１日に改定された。

この細則は、令和4年8月28日に改定された。